

## 第16期第4回島根海区漁業調整委員会

日 時：令和4年5月24日（火）14:00～16:30

場 所：松江市朝日町478番地18 松江テルサ「大会議室」

出席委員の氏名：福田 薫（1番）、樋野 博實（2番）、寺本 太（4番）、月森 久樹  
（7番）、永松 正則（8番）、渡邊 恭郎（9番）、矢倉 淳（10番）、  
福島 充（11番）、青山 善一郎（12番）、梅田 信男（13番）、中東 達夫  
（14番）、大野 賢三（15番）

欠席委員の氏名：堀 浩之（3番）、南 憲吏（5番）、小川 渉（6番）

### 1. 開 会

（事務局長が開会及び会の成立を宣言）

### 2. 挨拶

【議 長】省略

【安木次長】省略

### 3. 議 事

- （1）漁業法第91条に基づく指導について（諮問）
- （2）令和4管理年度の知事管理漁獲可能量の変更について（報告）
  - ・まいわし対馬暖流系群
  - ・くろまぐろ（小型魚・大型魚）
- （3）日本海・九州西広域漁業調整委員会指示について（報告）
  - ・九州・山口北西海域のトラフグの資源管理に係る指示
  - ・太平洋クロマグロの遊漁に係る指示
- （4）その他

### 4. 議事の概要

【事務局長】（議事に入る旨宣言。議長に議事進行を依頼。）

【議 長】（議事録署名人として永松委員（8番）、渡邊委員（9番）を指名。）

(1) 漁業法第91条に基づく指導について（諮問）

〔事務局説明〕

【議長】 それでは、この件につきまして、御質問や御意見がありましたらよろしくお願ひします。どうぞ。

【月森委員】 質問ですけど、仮にこの指導書の留意事項の2にある、この指導に従わなかった場合は漁業権を取り消すとありますけれども、仮に従わなくて、極端な話ですよ、取り消された場合は、どなたが管理をされるんですか。

【水産課】 仮にですね、取り消しまで至った場合は、今のところ漁業権に代わるような管理方法を新しく作りたいというふうに考えておまして、それを水産庁のほうに知事が申し出たというような形になっております。

【月森委員】 なら、それをつくって、最終的にはやはり県が管理をするということですか。

【水産課】 そういうことになるというふうに考えております。

【月森委員】 仮に県が管理をするということになれば、多分、取締りが今よりも緩くなるんじゃないですかね。手が回らない。そういうことが事象として起こりゃしませんか。今よりも余計悪くなりゃしませんかね。私はそういうふうに思いますけど、県がそこまで手が回りますかね。

【水産課】 取締りについては、取締り機関が取締まりをするんですけれども、それは国のほうに、海上保安庁、それから水産庁、県のほうは島根県警察、それから、水産課というところが担っています。この体制というのは変わりませんので、これまでどおりの取締りができるというふうに考えております。

【月森委員】 いや、それは分かるんですが、日頃ですよ、密漁なんてちゅうのは、人のおるときにしやあしません。夜でもやるんですから。だから、余計悪いような方向に行きはしませんかと、私は個人的には危惧します。私も以前地元の運営委員長やっておりました。我々の地区でもありました、実際。高校生が潜って、その場でサザエをたいて割って食べたとか。それはこらえてやれって、私は上に上げんこ処理しましたけど、結局、誰が増やいたわけじゃないですが、サザエなんちゅうのは。それで、私個人的には、各運営委員長の裁量でこれは告訴したがよかろうかっていうことになれば、それは上へ上げて、厳重にJ Fのほうでやってもら。これが最善の方法だと思います。ただ、1個や2個ぐらいのことで全てを上げて取り締まるようなことがあつては、私はこれもいかなものかなと。海に漁業権はありますけれども、これは漁師

ばかりの海じゃないと。私らも子供の頃から海入ってサザエ捕った、アワビ捕った、それは誰もしたもんですわ。それを、今の世知辛い世の中になって、漁業権が設定されて、漁師じゃないと捕っちゃいけない。こういう、漁師の見方からすればそれ当たり前なんだけども、ほかの人間からすれば、これは理不尽だなというふうな考え方も当然考えられると思うんですね。それで、今言うように、各運営委員長の判断でこれぐらいはよかろうとか、これはいかんと、見逃しはならんと、そういうふうな案件で、それは運営委員長の判断にさせていただいたらいい。それで、JFのトップのほうに上げて、理事会の中でどういう話になるか。まだ私も理事ですけど、そういう話、まだしていませんので、これからの話になろうと思いますが、そこらあたりの方向で私は持っていっちゃあいいわなと、個人的には私は思っています。以上です。

**【水産課】** ありがとうございます。御意見として伺わせていただきたいと思います。それで、1点なんですけど、全てを告訴してくださいというふうに言っているのではなくて、告訴というのは漁業権者の一定の権利でございます。ただし、全てをとるか、数の多いものを全部告訴しないっていうところに問題があるんじゃないかというふうに考えているというところでございます。

**【議長】** どうぞ。

**【福島委員】** 今の月森委員の意見に全く賛成なんですけど、そんな中で指導書に関わる方針の作成に当たって、1の部分ですが、漁獲物の個数や数量、そういう案件の基準を定めろと書いてありますが、今も言われたように、基本、多い少ないでなくて、1個でも駄目なんです。それはもうルールとしてはそうしかんと、10個はええけど100個は駄目みたいな、そんなルールは決められるはずもなく、もう基本1個から駄目。だけど、その辺の手續というのが、俗に言うグレーゾーンじゃないんですけど、その辺の判断を漁民サイドである程度判断していただけたらなという思いが今あって、これも私の個人的な意見ですけど、そんな中でこれから先、新しいJF理事ができて、やられていく中で、そういう話をしっかりもんでいただいて、それからじゃないかなと思うんです。それと、これをまた取り消すだ取り消さんだというようなことが、今日、山陰中央新報さんも来ておられるんで、またそれもでかでかっ書かれると、何にも知らない末端の漁民たちは、こらまた大変だ、漁業権が取り消されるかもしれんとかいって、不安を煽るばかりになるんで、その辺をよく熟知していただいて、この諮問の決定に当たるような方向で話が進んでいけばなと思っております。それと、

もう1点なのですが、この漁業法の74条に関してですが、漁場を適切かつ有効に活用するための努力という規定ですね。漁業権の侵害に対する告訴の問題と何か結びつけるとるんじゃないかと。この告訴の問題と漁場を適切かつ有効に活用を努めるという問題と告訴の問題が、漁場の適切かつ有効活用するに努めるという定義にどのようにこの漁業権の侵害の告訴の問題が含まれるのかをちょっと御説明していただきたいんですが。

**【水産課】** 分かりました。今の御指摘の74条の件ですけれども、指導書の中段のほうに、漁業法第74条では、漁業権者の責務として、漁場を適切かつ有効に活用するよう努めるように規定されてますよということになっていて、漁業権者として漁場が良好な状況に保たれるように、密漁に対しては一定の基準を超える案件は告訴するなど適切に対応して、密漁抑止を図っていくことが求められてますというふうに書いてあって、先ほど話がありましたけれども、県のほうは、漁業権というのを漁協さんに免許しております。要は、漁業権者というのは漁場を管理するというのを知事から任されていますよということでございます。管理者として、この漁場が荒廃しないようにしっかりと管理していくという責任が漁業権者さんにはあります。ですから、告訴を放置しておくとも漁場が荒廃するかもしれないので、しっかりと管理してくださいということで、74条の中に該当するというふうに考えていますということです。

**【福島委員】** もう1点いいですか。漁業法の91条で、漁場を適切に利用しないことにより、他の漁業者が営む生産活動に支障を及ぼし、また、海洋環境の悪化を引き起こしているときは知事が指導を行うことになっておりますが、今回の漁業権の侵害に対する告訴の件が、他の漁業者が営む生産活動に及ぼしたと判断した理由ですね、それをちょっと説明していただきたいです。

**【水産課】** ちょっと法律的にテクニカルなところになってくるかなというふうに思いますけれども、県が、どうしてここの91条に該当するのかというのを御説明させていただきたいと思います。資料の一番最後、6ページ目に、関係法令の抜粋というのを載せております。この中で、指導、勧告、取消しについてという、真ん中のほうに書いてあるんですけども、ここの中で、括弧書きで指導及び勧告というところに、漁業法の91条が載っております。ちょっと読まさせていただきますと、都道府県知事は、漁業権者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該漁業権者に対して、漁場の適切かつ有効な活用を図るために必要な措置を講ずるべきことを指導するものというこ

とになっています。さらに、1号として、漁場を適切に利用しないことにより、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼしているときということになっており、県のほうはこれに該当するというふうに考えておりますと。これをもう少し具体的に言わせてもらいますと、県のほうは、団体漁業権者が漁協さんということで考えており、漁場を適切に利用しないことにより、他の漁業者というのが、いわゆる団体漁業権者以外の漁業者ということになります。これがいわゆる組合員行使権者さんということで、いわゆる組合員さんということになるというふうに置き換えて読んで、これに該当しますよということにしております。もしも、大学の法律の先生のほうでちょっと違うんじゃないかということがあれば。

**【議長】** どうぞ。

**【永松委員】** すみません、私のほうからよろしいでしょうか。大学で法律を教えておりますので、少し発言させてください。まず、今回、福島委員がおっしゃった漁業法の74条、それから、91条に該当するかどうかというところの判断については、県側がそのように解釈しているという、その疑問点というのはちょっとこの資料だけでは条文をどう解釈するかっていうことで、いわゆる逐条解説とかそういうのを見て確認する必要がありますが、一応、県のそのような解釈が妥当であるということ、74条及び91条1項第1号に該当するということを前提に発言させていただきますと、そもそも、最初に会長のほうからお話があった漁業権というのが、非常に強い重要な権利であるということ。それに対して、その権利をしっかりと行使をしていくというのが漁業権者に求められていること。それに対し、そこを踏まえた上で、ちょっと繰り返すになってしまいますが、先ほどの漁業法91条の第3項では、このような指導勧告を行おうと知事がするときには、この当委員会の意見を聞かなければならないという仕組みになっているということからも分かりますように、本委員会のこの諮問に対する答申というのは非常に重いものになるということが、法律上の仕組みになっているかと思えます。その上でさらに、我々の答申は、当委員会の答申を踏まえて知事がようやく権限行使ができるということ、指導という監督権の行使をできるという仕組みになっているということで、しっかりと議論していかなければならないということが、まず最初に審議に当たって留意すべきことかなというのを感じております。その上でですけれども、この資料の5ページのところの、密漁を告訴しなかった事案についての対応ということで、この事実の概要のところについて、(1)、(2)につ

いては、これはJ Fしまねさんとの間ではこの事実認定についての争いはないという理解でよろしいのでしょうか。この部分での争いがあると、先に議論を進めていくというのが難しいのかなと思っているところなので、ここは県側の見解としては、どのような形でこのような事実認定を行ったのかというところを、まず教えていただければと思っています。

**【水産課】** 分かりました。先ほどの5ページのところに、1番、概要って書いてあるんですけども、ここで、県はJ Fしまねに対して報告徴求というのをこれまで2回ほど実施してまして、J Fしまねさんから2回とも回答がございました。その回答をもとに、回答からそのまま抜粋したような形になっております。これは争う余地はないというふうに思っております。

**【永松委員】** ありがとうございます。そうすると、今回の指導書の2ページのところですけれども、冒頭部分でポツが2つありまして、事実認定をされた上での指導書となっています。その意味では、指導書という形で書面による指導を行うということについての法的な手続の部分での問題点というのは特にないのかなと思っています。続けてなんですけれども、これは福島委員がおっしゃった内容の1つとして、どこまでの捕獲量とか採捕量があったら告訴というのかとか、やっぱりそういう基準を定めるのがどうなのかというような御意見ございましたが、それについては、私のほうでこの別添の資料とかも見ていくと、基本的にはこの告訴基準を具体的にどう定めるのかについて、この漁業権者であるJ Fしまねさんの権利の重要性に鑑みて、漁業権の権利の重要性に鑑みて、県のほうで具体的にこうしなさいというようなのが指示されていないという内容になってまして、その意味では、かなりJ Fしまねさんのほうで具体的にどうするかについていうのを決めることができるという手続になっている。そういうふうな見解も県のほうが持たれているのかなというのが、この別添の資料のほうでは分かるところです。最初に月森委員がおっしゃったお話ですけれども、この各支所の運営委員会、運営委員長ですかね、そこでの判断が尊重されるべきだということは、恐らく、この別添の資料においてもそのような趣旨が含まれていて、その運営委員会の判断を尊重し、運営委員でですね、支所運営委員の意見を尊重し、もし仮に告訴しないと会長が判断するのであれば、それに対して合理的な理由づけを行いなさいというような指導内容になっていますので、ここでは、各支所の運営委員会、運営委員長、それから運営委員の判断というのが尊重される。漁業に関わっ

てないので、私のほうでは分からないんですけども、やはりそれぞれの支所ごとでかなり違いがあるのかなと。そうすると、統一的な基準をJ Fしまねとして定めるといふふうにするのか、それとも、各支所の運営委員の、運営委員会の判断を基準にするのかっていうようなことは、県のほうでも十分漁業権に配慮した、このJ Fしまねさんの具体的な判断内容っていうのを尊重するという内容を意図した内容になっているのかなというふうに、この別添の資料なんかを見ていると思ったところです。その意味では、少し他の委員の方が懸念されていたような、県のほうが主体的に決めてしまうというような心配はないのかなというのが、私のこの資料を見て感じているところになります。この点、県のほうではどのぐらいのイメージをしているのかっていうところを御説明いただけると幸いです。すみません、長くなりました。以上です。

**【水産課】** ありがとうございます。私がなかなか説明しきれないところで、的確な御意見をいただいて、大変ありがたいと思っております。おっしゃられるように、我々はこちらなさいというのではなくて、要は、今後のために同じようなことが起こらないようにしましょうということでございます。だから、取消し前提とかそういうことではなくて、何ていうんでしょう、繰り返しになりますけど、同じようなことが起こらないように将来のために備えておきましょうということでございます。そのために指導という言葉を使わせてもらい、指導書を出させてもらうということでございます。それと、その具体的な処分方針のような具体的な内容については、J Fさんのほうで、実態に合ったような形でやっていただければというふうに思っているところでございます。

**【福島委員】** ええですか。

**【議長】** どうぞ。

**【福島委員】** 指導に従わなかった場合は勧告し、それでも従わなかった場合は漁業権を取り消すというような文言がありますが、この指導書が出てしまうと、もう次は、勧告だとか、取消しだとか、次のステップへ移るということですよ。

**【水産課】** 従ってもらえないのであれば、そうせざるを得ない。

**【福島委員】** それと、今回やっとJ Fしまねのほうも、新しい体制に替わりまして、そこでいろいろ話合いをしてもらって、その結果をまた島根県のほうに報告するというような、これはあくまでJ Fサイドの話なんですけど、いきなりこの指導というのをここでポンともう決定してしまうのがベストなのかどうなのかというところが、ちょっと

私個人的には疑問に思っております。

**【水産課】** 県としては、向かう方向は同じ方向を向いているというふうに感じております。ただ、今回はあった事実に対して県としても対応したということはやっぱり正式に残しておく。形として残しておくということでございます。

**【福島委員】** 今回のこの話というのは、結局、漁業法の改正によって厳しく厳格になりましたよというのに基づいて行われているのですよね。今回、何でこういうふうに招集がかかって、これを諮問するような会に至ったのか。これはあくまで漁業法の改正によって、新しくこの4月からですか、施行されたのは。改正されたことにより、その部分での招集であるというふうな理解でいいですか。

**【染川課長】** 水産課の染川です。今の委員の御質問なんですけれども、まず、漁業法が改正されて、漁場を適切かつ有効に活用するというのが新たに盛り込まれたといったようなところですね。漁業法の改正前から、密漁を告訴していなかったといったような問題はあるんですけれども、この密漁に対しては、改正法の中でもきちんと対応していこうといったようなことにもなっております。そういった中で法改正、要は改正された後も引き続き密漁を告訴しない状況っていうのは変わっていなかったといったことで、さっき伊藤のほうからも話がありましたけれども、告訴をしなかったから駄目だといったようなことではなくて、密漁に対してきちんと告訴すべきものは告訴する。そういったことをきちんと対応していかないといけないんじゃないかと。そうしないと、漁場を適切かつ有効に活用したということにはならないといったようなことにもなってきますし、それが漁業権者の責務であるといったようなことになってくるといったようなことでございます。そういった中で、今回こういった密漁の事案が発覚しまして、きちんと漁業権者さんのほうで、密漁に対してどういうふうに対応するのかっていうのをきちんと明文化して、ルール化して対応してもらおうといったようなことで、今回、漁業法に基づく指導を行うといったことに至ったということでございます。

**【事務局】** よろしいですか。

**【議長】** どうぞ。

**【事務局】** 月森委員さんからの質問にしても、福島委員さんからの質問にしても、ちょっとイメージとして、何か告訴するために事細かな基準を設けるって、県のほうが言っているように受け止めていらっしゃるんじゃないかなっていうふうに私聞いてて思ったんです。ただ、伊藤のほうの説明したのは、そうは説明してなくて、支所が告訴の

要請をしたときに、その後の手続っていうのがよく分かんないから、そこをちゃんと整理してほしいというような説明だったと思うんですが、そこをちょっと補足して説明してできると、理解が少し深まるんじゃないかなと。

【水産課】 その部分なんですけれども、やっぱり支所さんのほうから上がってきたものが、本所さんでどうなって、それが出ていってないので、そこんところを直すというのはあるんですけれども、それと同時に、権限や告訴する、しないの判断を、何ていうんでしょう、どうするのかっていうのは、支所に重きを置くのか、本所に重きを置くのかは、それはもう J F さんの判断の中にあると思うので、その辺は皆さんでよく考えていただいて、どうされるのかは決めていただければというふうに思います。ただ、出ていってないので、出ていくものは出ていくようにしないとイケないんじゃないですかね、というところです。そのところをどういうふうにシステム化するかというところを考えていただければいいなというふうに思っています。

【福島委員】 この告訴基準というところに、漁獲物の個数または、量とかって書いてあるもので、やっぱりそういうのはちょっと大変難しいんじゃないかな。それで、私も月森委員も発言したんだとは理解しとるんですが。

【水産課】 今のところなんですけど、例えばもう何個以上はやるんだとか、そういったところを決めてもらってもいいのかなと。

【青山委員】 しゃんことは分からない。

【水産課】 先ほど 600 個以上の密漁があって、そういうのは対処しましょうということ。

【青山委員】 うちが 5 人家族だけど、5 人と 2 人で違うだけね。半端だないかね。

【水産課】 だから、もうその辺を明確にある程度してもいいんじゃないですかというのが県の方針である、これは県のあくまで考え方。

【福島委員】 そこを J F のほうでもんでいただいていることですよ。

【渡邊委員】 今までは、支所の運営委員会で、密漁があった場合は、もう全部告訴していました。じゃないと、月森さんが言われることは心情的には分かるんですけど、その組合員か知り合いかっていうことで、旧漁協なんかはやめようとかっていうことも決めてたことがありますけど、あれは告訴せず、あれは告訴するとかっていうことになると問題なんで、告訴として資料で出てくる分は、全部告訴として J F の本所のほうに回してました。今までも J F の理事会で密漁のことはあんまり詳しく議論されてないんですよ。今回もこういうことがあったことを、ほとんどの理事さんが新聞で知り

ました。益田の理事さんだけは、何か、県のほうから聞かれたのか、私は知ってましたって言われましたけど、ほとんどの理事さんは知らないということで、会長に対して私のほうも質問して、このことをどういうふうに考えられますかっていったら、新聞報道みたいなことを言われまして、あまり重大に考えてないのかなというふうなときは思いました。ですから、やっぱり今、福島さんが言われるように、新たな基準をきちっと漁協の理事会のほうで決めていただいて、それを県のほうに報告していただくということが適切じゃないかと思います。以上です。

【福田委員】すみません。新聞報道があつてからJ Fは4件は告訴してますよね。この判断というのはどういう経緯があつたんですかね。判断つていうのは、10数件あつた中で新聞報道されたから4件を告訴したんですかね。

【渡邊委員】多分期間の問題じゃないですか。

【福田委員】いや、時効は迫つとるんです。

【渡邊委員】時効に入っていない分もあつたのでは。

【福田委員】もし何にもされなかったら、このまま告訴されなかったかもしれない。14件あつたつていう、内容ですよ。

【月森委員】把握してなかったんじゃないですか。

【福島委員】これはJ Fサイドの問題。

【福田委員】その管理ができないということですよね、J Fは。

【福島委員】いやいや、4件したというその問題は、さっき言うように、J Fサイドの問題であつて、県のほうが把握しとる、してないという問題とはちょっと違うんじゃないかなと思う。

【福田委員】漁業権者としては管理ができてないということですよね。

【安木次長】今のお話も含めて、要は告訴するしないの判断がよく分からないよねつていうところで、きちんと漁協さんのほうで決めていただく必要はあるんじゃないかというところで、こういう指導文を出すという流れで理解していただければと思います。どういう基準を設けられるかはJ Fの中でよく議論していただく必要はあるかなとは思いますが。

【青山委員】さっき言われたように、何個から何個なんちゅうのは決めるのはならんけん。

【安木次長】難しいとは思ふ。

【青山委員】多分ね。

【樋野委員】地域性もありますけんね、結構。

【議長】その他、御意見ございますか。

【樋野委員】いいですか。

【議長】どうぞ。

【樋野委員】今ここに告訴の有無っていうことで出ておりますが、この密漁99件っていうのは、どうですか、これは支所の運営委員のほうから上がってきたものですか。

【水産課】一応、我々はJFの本所のほうに聞いてるんで、そこから上がってきた件数が99件ということになってます。その回答の中で、ここにも書いてありますけれども、5ページ目の(3)番のところで書いてあります、JFしまねの告訴事務手続というのが、支所運営委員会が告訴を会長に要請し、会長が告訴するしないというのを判断しているので、ここからも分かるように、これは全て支所の運営委員会のほうから上がってきたというふうに考えています。

【福田委員】そうですか。検挙自体は、海上保安部とか。

【水産課】捜査機関がやることに。

【福田委員】検挙した分っていうことですよ。

【水産課】そうです。

【渡邊委員】多分、単純に支所の運営委員会で告訴して、会長に上がって、会長が判子を押すか押さないかで、告訴するかしないかって決まるんですよ。今まではそれを会長がしていなかったってということで、理事会でも今まで議題になったという記憶がないんですよ。だから、本当に単純です。そこの辺が問題だという。

【寺本委員】99件のうちほとんどは保安庁が検挙した分なんだと思います。半分ぐらいは、美保関ですけど、約8割ぐらいは保安庁が見つけて、それをJFのほうに連絡してきた分なんです。それで、運営委員会で、19名いますけど、そこで協議して、じゃあ、会長に告訴お願いしますということで告訴したということです。

【渡邊委員】多分ほとんどが海上保安部だと思います。警察からっていうのは聞いたことない。

【福島委員】海上保安部も相当厳しい取締りですね。

【寺本委員】まあ、そうですね。村の外れのほうで待ち構えてますからね。

【福島委員】それがもし決まったとしたら、一般の県民、国民ですよ、こうなったら。徹底的な周知、啓発活動していかなと、本当、小学生が逮捕されたというような事案が

出かねないというような事案にもなりかねませんよ。理屈はそうですわね。高校生は駄目で小学生はオーケーかいうことは難しい。

【梅田委員】小学生そげな危ないところで泳ぎません。砂場なら泳ぐかもしれないけど。

【染川課長】確かに小学生が捕まることになりかねないという話もありましたが、先ほど申しましたように、密漁は基本的には告訴する。告訴すべきものは告訴してといったことで、何でもかんでも告訴するっていう話では、まだないのかなというふうに思いますし、そこは地区地区の状況によりまして、こういった場合は、告訴しなければ、漁場の秩序が保たれないといったようなところがあると思います。なので、そこはいろいろな見方があると思いますので、漁業権者 J F しまねさんのほうでよくそこら辺は考えて、そういった規則的なものをつくっていくものだというふうに考えております。

【永松委員】1点だけ、よろしいでしょうか。

【議 長】どうぞ。

【永松委員】永松です。ほかの委員の皆様が少し御心配していることの1つとして、この指導書の一番最後のところに、漁業法の留意事項2のところですね、本件指導に従わなかった場合には、これに引き続いて勧告。勧告と指導との違いというのは、指導の中でもより強い指導を勧告っていうふうに法律上表現してますが、強い指導を行い、それにも従わなかった場合にはこの漁業権を取り消す可能性があるということで、法律の規定を見ると、漁業権の取消しだけではなくて、停止というものも書かれているようなんですが、これは漁業法の92条第2項のところ、恐らく取り消しまでいくっていうのはかなり強い権限の行使になるということで、法律の立てつけとしては、県が漁業権者に指導しました、一切漁業権者は何の指導にも従わない、ゼロ回答でした。そういう場合に強い勧告が出され、その勧告にもゼロ回答でしたってなると、停止命令とか取消し処分というような形になるかと思えます。そういう意味では、今のお話を、委員の皆様のお話を聞いてる限りでは、恐らく何の対応もしないというようなことは考えられないのかなと。そういう意味では、この留意事項の2に書いてますけど、実際には、この権限を知事側が行使するということは非常に低いのかなっていうのが実態として感じるところですし、もし、仮に J F しまねさんのほうが、ある程度指導に従ってるけれども、知事のほうが勧告や取消しなんていう強い権限を行使するということになれば、権限行使の裁量権の逸脱、濫用というような形になって、法

律上の問題にもなりかねないってことですので、恐らくその辺りは県のほうも十分配慮して、権限行使していくのではないかなというのが率直に思っているところです。諮問に対してどう委員会として回答するかっていうことを御検討するといいいかなと思っております。以上です。

**【議長】** ありがとうございます。

今回指導するのは、別に漁業権を取り消すために指導するためにやってるわけじゃなくて、今のよろしくない状態から改善を図るために指導するんだと、そのために、法律上は漁業権に関する指導、勧告については海区の意見を諮問しなさいということ。

（「会長、もう締めに入っちゃおう」と呼ぶ者あり）。取りあえず1回言わせてください。（「何だい、締めやな話されて」と呼ぶ者あり）。いやいやいや、どこまで話したか忘れてしまいましたけど、それだけ漁業権に対する指導、勧告というのは重いわけですよ。これを考えるのは、皆さんいろいろ意見出ましたけれど、話の大半は、本来、会長、役員さん、運営委員さん、また漁業者の方も含めて、JF、漁協側で皆さんで議論する話であると思っております。それと、法律の解釈がいろいろ出ましたけれど、あんまり法律というのはきめ細かいとこまでは全部書いてないんですけど、この内容につきましては、事前に法の解釈いいますか、その辺は国のほうとも何か事前にしっかり協議した上でいうことを聞いておりますので、その辺はあまり心配はないかなとは思いますが。

**【青山委員】** いいですかね、すみません。これが皆さん難しいことばかり、こっちは頭に入らんですけど、私なりにこげして読んで、人に聞いて、あれするんですが、聞いてごせ言われたことが、この指導書から続く3ページ、理事会への報告、それから、裏の5の、しかし、告訴云々ってとこですね。これは今までは、この間、渡邊さん言われましたけど、告訴するときは告訴しましょうと。そげやいな理事会がありますと。今回のこの5番の職制規程の見直しを見ると、総会及び理事会の決定事項ではないというふうに書いてあるように見えるが。ごめんなさい、勉強不足。先生たちが読むと違うかもしれませんが、これはどっちなんですか。要は理事会への報告なのか。この号を読むと、職制規程を見直しとある。しかし、告訴は言われたように決定事項ではない。この意味どっちですか。

**【水産課】** 組合の定款のほうで、訴訟を提起するっていうのは総会に諮ってくださいとか、理事会に諮ってくださいというふうに諮らなければならないというふうになっていま

す。けれども、県のほうは、その訴訟の提起に告訴っていうのは該当しないよと考えている。

【青山委員】 うん、よう分からん。

【水産課】 理事会や総会の決定事項じゃないですよと考えますという、県の考え方を示していますということです。

【青山委員】 さっき会長が言われたように、それはもう水産庁に聞いたことですか。

【水産課】 そこは水産庁には聞いてはいませんが、そこはもう県の見解でございます。

【青山委員】 ああ、なるほど。だけん、上のほうにこの分は聞きちょらんよっていうことですか。

【水産課】 県はこういうふうに考えますけれども、いやいや、漁協さんのほうが、これは訴訟の提起に該当するんだというふうに判断されるのであれば、それはそちらを尊重しますということでございます。

【染川課長】 すみません。少し補足します。訴訟の提起っていうのが、これは総会とか理事会の定款のほうで、決定事項となってるっていうようなことなんですけれども、なかなか1件1件の、今回の密漁の話でいうと、訴訟の案件について、J Fさんのほうではそれは告訴も含まれるっていうことですね。告訴の案件を総会、理事会を開いて、じゃあ、これ告訴しましょう、告訴はやめましょうっていうふうに相談、議論するのはなかなか難しいというか困難であるということから、総会の中で会長に一任しましょうというふうな話になって、今、会長一任になってるというふうに理解しています。ただ、ここでいうのは、訴訟の提起っていうのは、裁判所のほうに、要は何か権利関係でこうじゃないかといったことを丸かバツか、是か非かっていうのを判断してください、審査してくださいというふうに持ちかけるといったものが、我々は要は提訴、訴訟の提起じゃないかなというふうに考えているといったようなところなんです。逆に、告訴っていうのは、裁判所に対してやるんじゃないで、捜査機関に対して、犯罪事実がありました。例えば海保が捕まえてこういった犯罪事実がありました。これはきちんと罪に問うてくださいというふうなもので、捜査機関に対して、これはちゃんと処罰してくださいよという意思表示を示すものだというふうに考えています。実際、捜査機関、検察とかが裁判所に、これは刑事事件としてやるんですっていうふうになっていくんで、告訴っていうのは、あくまでも捜査機関に対して罰してくださいって

う意思表示を示す場で、提訴っていうのは、裁判所に対して権利関係のこれはおかしいんで、判断してくださいというふうな場としてということで、ちょっと違うものではないかなというふうに考えると、訴訟の提起っていうことで、総会、理事会に告訴の案件を諮る案件ではないんじゃないかなというのが県の考えです。ただ、そこで、J Fしまねとしても訴訟の提起というふうに書いてあるけれども、ここには告訴も含まれるというふうに判断してやるっていうことであれば、そこは、何ていうか、自治事務っていうところもありますので、そういった解釈の下でやるのもありなのかもしれないというふうにちょっと考えてるというようなことで、職制規程の見直しもそういう視点から、一般的な視点からいえば、見直してもいいんじゃないかなというふうなことで、少し書いてるといったようなことでございます。

【青山委員】 一般的にはこうだと思いますけん、こうしたほうがいいだないですか、こっちではこうだけれどもっていう形ですね。

【染川課長】 そうですね。

【議長】 そういった話も持ち帰って、しっかり議論していただければというふうに思いますが。

【青山委員】 持ち帰るときに書いてもらわんと、頭がぼんぼんでよう分かりませんわ。魚捕ることばかりで。それと、もう一つ聞いてくれ言われてたのは、漁業権侵害は親告罪、それが、要は被害者。今回、誰が被害者か知らんけど、その運営委員会。そこでしてごせということですね。そこの上がするかせんか決める。要は、これは申告するもんが、簡単に言えば、J Fしまねがやらないけん。でも、それをやらんっていつて、それを法に基づいて指導することができるっていうのは、何かしらのそういったものがあるわけで、今回、指導書を出すわけなんですね。改めて伺います。合っちゃんますか、伊藤さん。

【水産課】 合ってございます。

【青山委員】 合っちゃんますね。なら、俺、勉強ができたっちゃんことだね。なら、もう一つ、俺も難しいにしゃべると、自分があらあらあらって舌かんでだめ。ちゃんとゆっくりしゃべります。島根県の漁業調整規則というのがあって、アワビやサザエを何だかんだ、私なんか小学生からほんに今までよそでいろんなもん捕って、何百万、何千万払わないけんほどよけ獲ったんですけど。恵曇は、私の地元で地区の代表です。恵曇というと解放的のところがあって、私が運営委員長になってから15年、一遍た

りともそがんことがないですわ。ただ、海水浴場行くといっぱい網持って歩いちゃうらっしゃる。片句のほうに行きても、いっぱい持ちょうし、手結浦行きでもそげです。私が勝手に解釈する分ですよ。地元の人やちが何でそげするかいなとっている。いろいろ話しするには、海に触れ、磯のものを食べて、こうやって割って、そこで食べるもよし、お母さん、こがんもん捕れたよ。それで初めて海に触れる心ができて、それで、海が好きになって魚釣りをしたり、また、こういった漁業の道に。実際に今うち、工業高校出の子がこの4月入り、この子たちは海が好き。田んぼしか周りにはない子が漁師になりたいけん来とる。米子の子もそげだ。700、800個、アワビやサザエ捕ったら、そらいけんと思うですけどね。さっき会長がおっしゃられた、会長さんからするとなかなかね、これでちゃんとせないけんと思わっしゃるのはそれは分かりますけれども、新聞まであんたが書いてね。それが仕事だけけんね。大きな騒ぎにしてどげだ。いって言うよか、本当は、あんたやちもこぎゃん漁師が来ましたとか、何と今はサザエがうまいですだとか、捕っちゃいけんけどね、今は。そぎゃん話題でここで話するだわ。

**【議長】** すみません、お話は簡潔にお願いします。

**【青山委員】** 島根県は取締りなんかはされんですもんね。これはやっぱり保安部が取締りをしてるんですかいね。私はこの辺がちょっとよう分からん。いやいや、漁業調整規則っちゅうのがあって、今回こうやってアワビ、サザエ捕ったって、これは併せて島根県さんも罰金取るわけですか。そういうことですか。

**【水産課】** 密漁については、先ほど言った漁業法で取締まっています。調整規則っていうのは島根県がやるんですけども、いわゆる漁業法の下の地方ルールを決めています。例えばサザエなんか捕っちゃいけない、5、6月捕っちゃいけないなんていうのは島根県独自のルールなんで、それは島根県で決めていいですよ。島根県漁業調整規則で罰するんだけど、そのお金は国に入ります。

**【青山委員】** ごめん、俺はちょっと分からんけん、教えてください。アワビやサザエを獲ったら一緒でしょ。

**【水産課】** JFしまねさんが告訴されないの、全部無罪になってますよというのが今の問題なんです。罰金とかは払ってないです。先ほど言ったように調整規則で5月、6月にサザエを捕ると、漁業権がないところでも駄目なんです、一般にかかってくるものは。

【青山委員】 漁師でも駄目だわね。

【水産課】 今回ののは、漁業権侵害っていうのは、皆さん漁業権持っておられる中で、ほかの人がやってきてサザエとかアワビを捕ると、本当は漁業権者の権利を侵すので漁業権侵害といって、自分の権利を侵害されましたと言って訴えると罰せられますよってということです。調整規則に違反したときは、捕まえたら告訴とかはなしに起訴されます。捕まえたらすぐ捜査機関のほうが起訴します。

【福島委員】 それに付随してですが、今の漁業調整規則での取締りですとかは過去に事例がないということで一回もないということなんですが、取締りを実際やっているのかやっていないのか。

【水産課】 今回の99件のものは漁業権侵害のものだけの99件ですよ。それ以外のものはまた別途捕まえて、要はJFさんに告訴してもらわなくても有罪にできます。それはもう捜査機関のほうが機械的に処理していきます。この漁業権っていうのは、検察が裁判所に持っていくときに告訴というのが一緒にセットじゃないと訴えることができないというのがこの漁業権です。そこをちょっと説明させてもらおうと、資料の一番最後のページの一番上に漁業権侵害罪についてというのが法律の抜粋で書いてあります。ここを読むと、漁業法の195条です。「漁業権又は組合員行使権を侵害した者は、百万円以下の罰金に処する。」、「前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。」ということで、告訴とセットじゃないと公訴を提起できないということになる。告訴がないと訴えることができませんよということになっております。ほかのものは、例えば先ほど言ったサザエの5月、6月に捕ったっていうのは、捕まえたらそのまま裁判所に提訴できますよということなんです。

【福島委員】 それに対しての取締り等が行われているのかどうなのかということをお聞いしておりますけど。

【水産課】 取締り自体は、国も県もその垣根はないので、県のほうも取締まっています。先ほど言ったように県警と水産課というところが取り締まっておりますけれども、この実績は、今手元に資料がないですけど、数件はありますということです。以上です。

【福田委員】 罰金が変更になって、何か翌日捕まってっていうような事件がありましたよね。浜田かどっかで新聞記事になってませんでしたっけ、3,000万円に上がったときに。翌日に。ああいうのがありましたよね。

【東部爲石課長】 多分皆さんが混乱してるのは、漁業調整規則の違反と今回の漁業権の違

反と本当は2つやらかす人もおれば、捕っちゃいけない時期に例えばサザエを100個捕ってたら、それは親告罪のほうで、J Fさんのほうが訴えるって言わないと当然それは罪には問えないんですけど、漁業調整規則違反では、逮捕も、県が見つけたときも、警察も漁業調整規則違反としてはちゃんと送致するんですよ。それではちゃんと罰則が、ケースによって送致されて、裁判所のほうでこの人は罰せられるんですよ。私はちょっとこの99件の中身を知らないのですが、この99件の中にもひょっとしたら、例えばサザエは蓋の大きさがありますが、アワビでも殻長があります。100個捕ったアワビのうちに3個それが混じっていたら、そっちのほうはちゃんと罰を、それは裁判所が不起訴にするかもしれませんが、それについてはちゃんと送致されるんですよ。先ほどの浜田の件は、漁業者さんの勘違いもあったんですが、あれは、このほどの漁業法の改正で特定水産動植物っていうのが指定されて、アワビとナマコについては、捕る行為でそのものを所持したら、俺は海に逃がすつもりだったよって言っても、その持っているところを警察とか海保とか県のそういう資格持っている人に現認、要は見つかった、手のうちに持っているよとなっただけで、もうそれは一発、検挙されるんですよ。それも同じで、罪状は、確か189条。条数間違えてるかもしれませんが、漁業法の189条違反か何かで、それは捕まった段階でもう送致されて裁判所に行く。漁業者のやつはそうだったか分からないですが、不幸が重なって、不起訴みたいな感じに確かなったと思うんですけど、裁判所が判断するというのがあって、それとはまた別に、ナマコ捕られた、漁業権の侵害だよっていうのを、本当は併犯っていうやつですけどね、要は1つのものを捕ったのに対して2つの罰則があるけど、1個はちゃんと裁かれたんだけど、1個は密漁として裁けなかったみたいなのが、あるというのが、伊藤のほうの説明して、ちょっと皆さんが混乱しているのかなっていうのがあります。さっき福島さんが言われたみたいに、私が県庁にいたときも、やはり年間何件かは調整規則違反での実績は確実にあります。すみません、こんな感じで分かっていただけでしたか。

【青山委員】よう分かりました。

【議長】そのほかございますか。それでは、ないようでございますので、本件については、異議ない旨、答申いたします。

【青山委員】いや、異議はないことはない。

【議長】指導することに対して、合理的な反対意見があるやなしやいうことになりま

すので。

【青山委員】また難しいこと言わさる。

【永松委員】すみません、県のほうで指導するに当たっては、この委員会でこういう様々な意見が出たということ踏まえた上で権限行使のほうを行っていくっていうことは、留保をつけるというか、一つの意見というか、参考までに伝えておいたほうがいいということ踏まえて、決議を取ったとかというほうがいいのかないかなという感じがします。

【議長】それは挙手とか、そういうことですか。

【永松委員】いえいえ、特にそうではなくて、何かここで結構長い時間議論をしたことを一切考慮せず、県のほうで指導するっていうことになると、それは我々の本意ではないと思いますので、そこを踏まえた上で権限行使はしてくださいということは一言付け加えていただいたほうがいいのかないかなという感じがしていますが、もちろん皆さん次第ですけど。

【議長】それでは、いろいろ意見があったわけですけど、委員会の総意として、いろいろの意見はあるとは思いますが、このたびの諮問に対して、極端に言うとイエスカノーかの話になる。それで挙手の方だとなかなか角が立ちますが、それで、異存のない旨、答申にしてよろしいですかということでもあります。もちろん議論についていろんな意見が出されたことについては議事録に残りますので、それは当然公開されるということで、密室の中で県が決めたみたいな話に絶対なりません。ただ、会議の諮問に対する結論として回答を出す必要がありますので、それについては異議のない旨を答申してよろしいかということ伺っているわけですね。ということでよろしいでしょうか。

【委員一同】（意見等無し）

【議長】それでは、本件については異議ない旨、答申いたします。

〔休憩 5分〕

【議長】それでは、再開いたします。先ほどの答申についてですけど、意見もいろいろありましたし、貴重な意見もいただいております。通常は簡単な答申になるんですけど、今回は少し事務局にも検討いただいて、そういったいろんな議論があったということ、これの取扱いも含めて、場合によってはそういった意見も添付するとか、ここでこうやりますとは言いませんけれど、答申の仕方はちょっと工夫してもらおうと

いうことでよろしく申し上げます。

(2) 令和4管理年度の知事管理漁獲可能量の変更について (報告)

- ・まいわし対馬暖流系群
- ・くろまぐろ (小型魚・大型魚)

〔事務局説明〕

【議 長】追加説明をお願いしたいんですけど、マイワシのところで、1ページの参考で、その他の漁業目安量550トンのところは、既に886トンに増えているということに対して、この取扱いについては、中まきの理解もあってというようなことを何か説明があったんですが、その辺がちょっと分かりにくいんですけど、説明をお願いしますか。

【事務局】ちょっと駆け足な説明で説明を端折ってしまったんですけども、県全体での管理になりますので、この550トンを超えた数量については、中型まき網区分の枠を食ってしまうという形になります。そういった状況になりますよということで、県のほうから島根県まき網協議会の皆さんに対して御説明申し上げましたところ、海が非常にマイワシだらけで、定置の皆さん狙ってるわけじゃないのにたくさん入ってきてしまうという状況は非常によく理解できる。入ってしまったマイワシだけ分けて放流したりだとかっていうところは、同じ網漁業として非常に難しいというところも分かるので、それを放流してくれということとはとても言えないよと。多少枠を超えて捕られても、中型まき網がちょっと我慢すれば吸収できる数量なので、そこら辺も無理に県のほうから漁獲抑制してくれという指導を定置の皆さんにさせていただく必要ありませんよということで御理解いただいて、県としてその分を超え、管理に支障が出ないように吸収していただけるという御理解をいただいている状況ですので、県のほうから定置の皆さんに特段そういった抑制の指導をしていない状況ですということです。これは、現行水準ということだからできる状況でして、大口の枠を持った漁業種類があって、その他のところは現行水準管理ができる島根県だからできる柔軟な運用なのかなというところで思っているところがございます。

【議 長】ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、御質問等がありましたらよろしく申し上げます。

【青山委員】現行水準に御理解いただいたこと、私も定置網をやっているので感謝したい。ありがとうございました。しかしながら、今後、イワシがさらに来るとか来ないとか

っていう、そういった予報はいかがでございますか。今後、また来年、再来年と同じような状況になりかねない。またクロマグロもようけ入り過ぎて出さないけん、イワシもよけ入り過ぎて出さないけんということが続くんであればなかなか大変かな思うておるんですが、いかがでございますか。

【事務局】 なかなか予測は難しいところではあるんですけども、マイワシに関しましては、資源的にレジームシフトなんてことが言われてますけれども、増加傾向にあるんじゃないかなと言われておりまして、資源評価に基づいてTACの総量もきっと増えるんですけども、今年のようにTACの数字と現状がちょっとギャップがあって、苦しい状況になる可能性は否定できないのかなとは思っております。

【青山委員】 仕組みはよく分からないんですけど、TACとか、島根県の枠が来年また増える可能性はあるわけですか。

【事務局】 来年も当初TACで足りない分については、今年のように追加配分をお願いして、追加という形で進めたい。

【青山委員】 いやいや、そもそもの絶対値が増えるのですかね。

【事務局】 絶対値は、資源評価に基づいて毎年見直しがあるので。

【青山委員】 見直しがされるわけね。

【事務局】 はい。

【議長】 そのほかございますか。 それでは、ございませんので、以上が報告でございました。

### (3) 日本海・九州西広域漁業調整委員会指示について（報告）

- ・九州・山口北西海域のトラフグの資源管理に係る指示
- ・太平洋クロマグロの遊漁に係る指示

#### 〔事務局説明〕

【議長】 ただいまの説明について御意見、御質問等がございますでしょうか。 じゃあ、ちょっと1点、お願いしたいんですけど、マグロのところで、これは広調委でも意見が出ましたけど、年間おおむね40トン、1か月ごとに10トンずつということを、数量をここは示してますが、委員会指示そのものは数量が書いてないんですね。 そうすると、TACだと、よく75%積みあがったら警告だとか指導とか、そういうのがありますけれど、ここの数量いうのはある程度相手方に知らせてなくて、いきなり今日が

駄目ということになってしまっていて、混乱が出るんじゃないかということなんですけど、この取扱い、数量を何らかの形で目安というのは、教えていいものか悪いものかいうのもあるんですけど、その辺の取扱いについては何か国のほうから話がありますかね。

**【事務局】**水産庁のほうから言われているのは、水産庁の「くろまぐろの部屋」というホームページがございまして、そこで遊漁者に対するこういった委員会指示の内容であったりだとか、報告の状況なんかを逐一アップをされていて、そういった情報提供を遊漁者のほうにしていきたいということでは聞いておりますけれども、まだ運用が6月1日にならないと始まらないので、どれぐらいの頻度でそれが更新されてみたいなどころまでは分からないんですけども、なるべくリアルタイムで皆さんに情報提供はできるようにしたいというふうには聞いております。

**【議長】**すみません、その他、御質問等はございますでしょうか。

**【青山委員】**私は上手に聞けるかどうか分からんけれども、留保枠から分けられて、あとマイワシの留保枠が5,950トンっていうこととございます。5月も捕れてるような状況ですよ。割ともう残り少ないのが現状じゃないかと思えます。仮に4万850トンですかいね、上限は。それを超えた場合はどうなるのか。

**【事務局】**県に配分された数量を超えた場合は、採捕停止命令ということを県のほうから出すことになる。

**【青山委員】**やっぱりマグロと一緒にわけだ。

**【事務局】**はい。マグロじゃなく、マイワシですね。これ以上捕らないでくださいよということになってしまいますので、そうならないように、県としてはなるべく、先ほど青山さんおっしゃったように、留保枠から幾らかもらえたりだとか、ほかの県の余ってる枠があれば、かき集めるというような努力はさせていただく用意、準備は今からしているところでございますけれども。

**【青山委員】**ほかの県から分けていただくこと、いやいや、私はクロマグロの管理しか分かりません。クロマグロ、自分ところがいっぱいになったら、よその定置さんから分けてもらう。県内でこなしますが、イワシの場合は違うんですか。イワシの場合、これを県内でいっぱいになった場合は、よその県からちゅうこともなるわけですか。

**【事務局】**そうですね。クロマグロについても、一応よその県とか、大中まきであったりとか、国の仲介の下、融通という仕組みはあります。クロマグロ以外のマイワシであったりマアジであったりなんかも、国全体で示されたTACをいかに有効に使いまし

ようかというところで、余ってる枠は皆さん必要なところがあれば融通し合うという  
ような枠組みをつくり、そういった運用が始まりつつあるというところでございます。

【青山委員】私ども定置でも大分マイワシが捕れまして、ああいうことになりゃ切り上げて、しばらく様子見なしようがないなとなるわけです。どういったらいいんでしょうか、もうぱんぱんで、1匹も捕っちゃいけませんよという状況であれば、そうなったときどういう対応なのかなというのをちょっと私分からなかったもので、それが増えればええことなんです。資源が増えることはええことなんですがね、将来。よう分かりました。

【議長】ちょっと進行がまずくてあれですけど、一応議題の3については報告事項ということで一旦切らせていただいて、それを含めて全体的に何か御意見、御質問等がありましたら、最後にまとめて時間を取りたいと思います。よろしくをお願いします。

【渡邊委員】まき網に関する質問なんですけど、隠岐海区のほうで、まき網のアジ、サバ、イワシなんですけど、その他の魚種をつけてほしいという要望が出たかどうか、誰か聞いとられませんかでしょうか。船主のほうからそういう希望を出すっていうような意見を聞いたんで、ちょっと質問したんですけども。

【事務局】前回、隠岐海区のほうに私出席しましたけれども、隠岐海区の場で特段そういった発言はございませんでした。

【議長】そのほかございますか。よろしいですか。それでは、以上で議事を終了いたします。

#### (4) その他

【議長】事務局から次回の開催予定について説明をお願いします。

【原事務局長】次回は、サバ類のTACの設定というのが必要になってきますので、そういった関係の御審議をしていただくため、6月中に開催したいと思います。ちょっと続けてになりますが、また日程調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。私からは以上です。

【議長】それでは、本日の委員会を終了いたします。ありがとうございました。

#### (5) 閉会

【議長】（閉会を宣言 16:30）

県職員及び事務局員として出席した者の職・氏名

農林水産部	次 長	安木 茂
農林水産部水産課	課 長	染川 洋
	グループリーダー	伊藤博理
	主任	平松大介
東部農林水産振興センター	水産課長	爲石雄司
	係長	高橋一郎
西部農林水産振興センター	主任	渡邊至誠
水産技術センター	漁業生産部長	内田 浩
島根海区漁業調整委員会	事務局長	原 修一
	主任書記	渡邊朋英
	主任書記	佐々木雄基

以上、議事の内容を記し、その相違ないことを認証する。

令和4年5月24日

議 長

中東 達夫

議事録署名者

永松 正則

議事録署名者

渡邊 恭郎